

入間市重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年3月

入間市

— 目次 —

1	重層的支援体制整備事業の実施背景	2
2	重層的支援体制整備事業実施計画の策定	3
	（1）重層的支援体制整備事業の概要	3
	（2）計画の位置付け	5
	（3）計画の基本理念	6
	（4）計画の期間	6
	（5）計画の見直しと管理体制	7
	（6）計画の周知	7
3	重層的支援体制整備事業において実施する事業	8
	（1）包括的な相談支援事業	8
	（2）地域づくりに向けた支援事業	14
	（3）新規事業	19
4	会議体の設置・運営	21
	（1）重層的支援会議	21
	（2）支援会議	21
5	重層的支援体制整備事業の数値目標	22
資料		
	入間市重層的支援体制整備事業支援体系図	23

1 重層的支援体制整備事業の実施背景

これまでの社会保障制度は、各分野における典型的なリスクや課題を想定し、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、属性別や対象者のリスク別の制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。

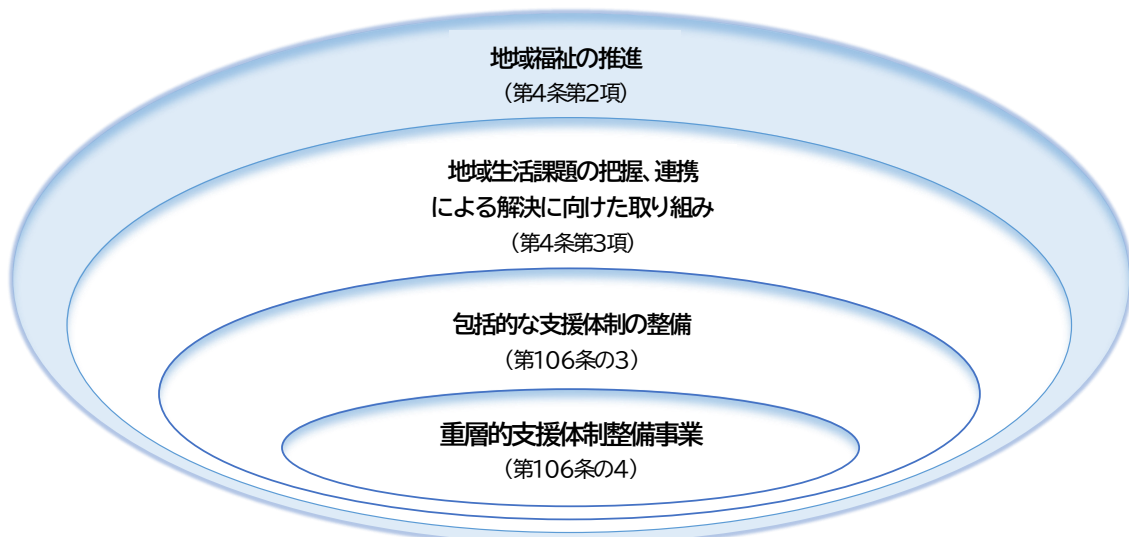
しかしながら、少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化が進む中、昨今の福祉現場では、80代の親が50代のひきこもりの子どもを支える「8050問題」や育児と介護の「ダブルケア」のほか、本来は大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」と言われる子どもたちなど、複合的な課題を抱え、従来の福祉サービスでは対応が難しい新たな課題が生じています。

このような中、国において、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」という理念が新たに生まれました。さらに、令和3年4月には改正社会福祉法が施行され、地域共生社会の実現を目指すための事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

一方、本市では令和4年4月に、地域住民の生活課題を包括的に受け止める「総合相談支援室」を開設し、相談員等と一緒に課題を紐解きながら必要に応じて関係機関と連携し、解決に向けた支援に取り組んできました。また、総合相談支援体制の拡充の一環として、関係部署との協議体である「総合相談支援検討委員会」を設置し、複雑化・複合化した課題に対するために庁内連携体制を図ってきました。

今後は、こうした取組の発展型として重層的支援事業を推進し、包括的な支援体制を整備するため、実施体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

地域共生社会の実現（社会福祉法第4条第1項）



2 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

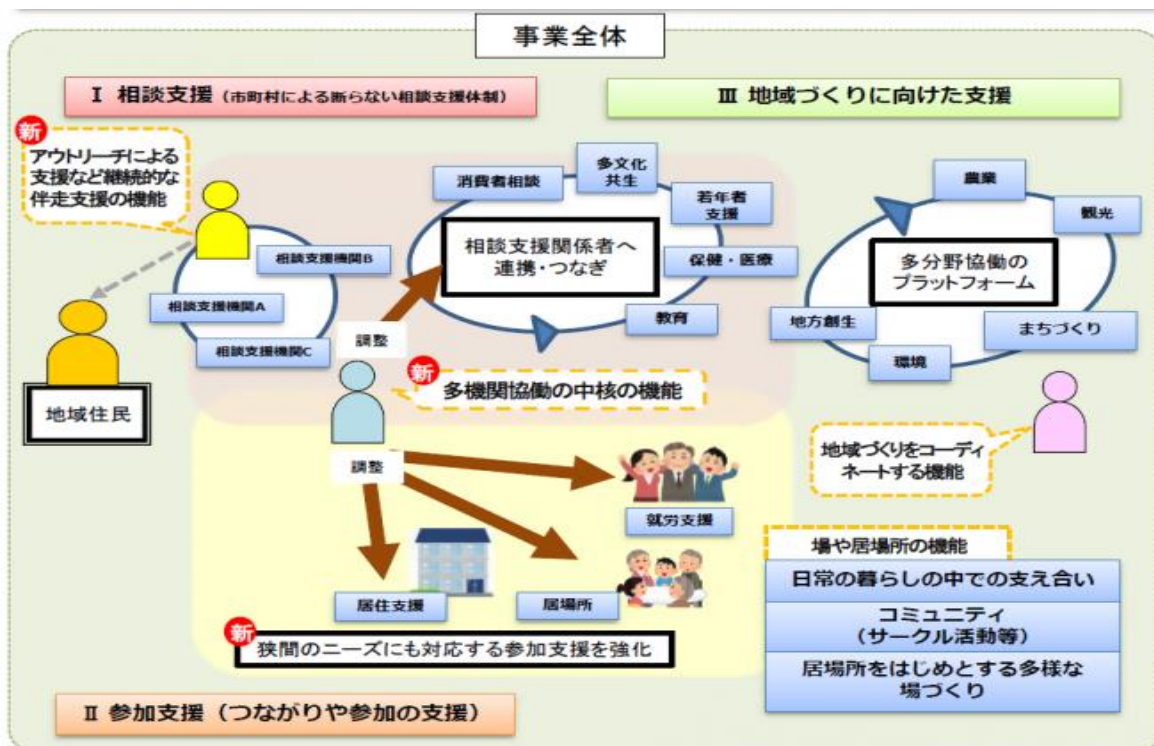
(1) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、「Ⅰ.相談支援」、「Ⅱ.参加支援」、「Ⅲ.地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、これらを一体的に実施するものです。

Ⅰ 相談支援として、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止めます。対応する相談支援のうち、複雑・複合的な事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにします。長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、自ら支援を求めることが困難な場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援を行います。

Ⅱ 参加支援として、相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており参加に向けた支援が必要な人には、参加支援事業により本人のニーズと地域資源の間を調整し、本人が社会とのつながりを持てるよう支援します。

Ⅲ 地域づくりに向けた支援として、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止に取り組みます。以上の各事業が相互に重なり合いながら、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築します。



※資料：厚生労働省HP

◆重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業における各事業は、社会福祉法第106条の4第2項に規定され、当該事業については個々独立して実施するのではなく、次の5つの事業を一体的に展開することが求められています。

<p>包括的相談支援事業 (法第106条の4第2項第1号イ～ニ) 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
<p>参加支援事業(新規) (法第106条の4第2項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受入れ先の支援を行う ・特に既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応することを目指す
<p>地域づくり事業 (法第106条の4第2項第3号イ～ニ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
<p>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(新規) (法第106条の4第2項第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
<p>多機関協働事業(新規) (法第106条の4第2項第5号及び第6号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体で包括的な相談体制を構築する (原則、本人同意を得る) ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす (全体調整、マネジメント) ・支援関係機関の役割分担や支援の方向性を図る (プラン作成～支援実施～終結の判断)

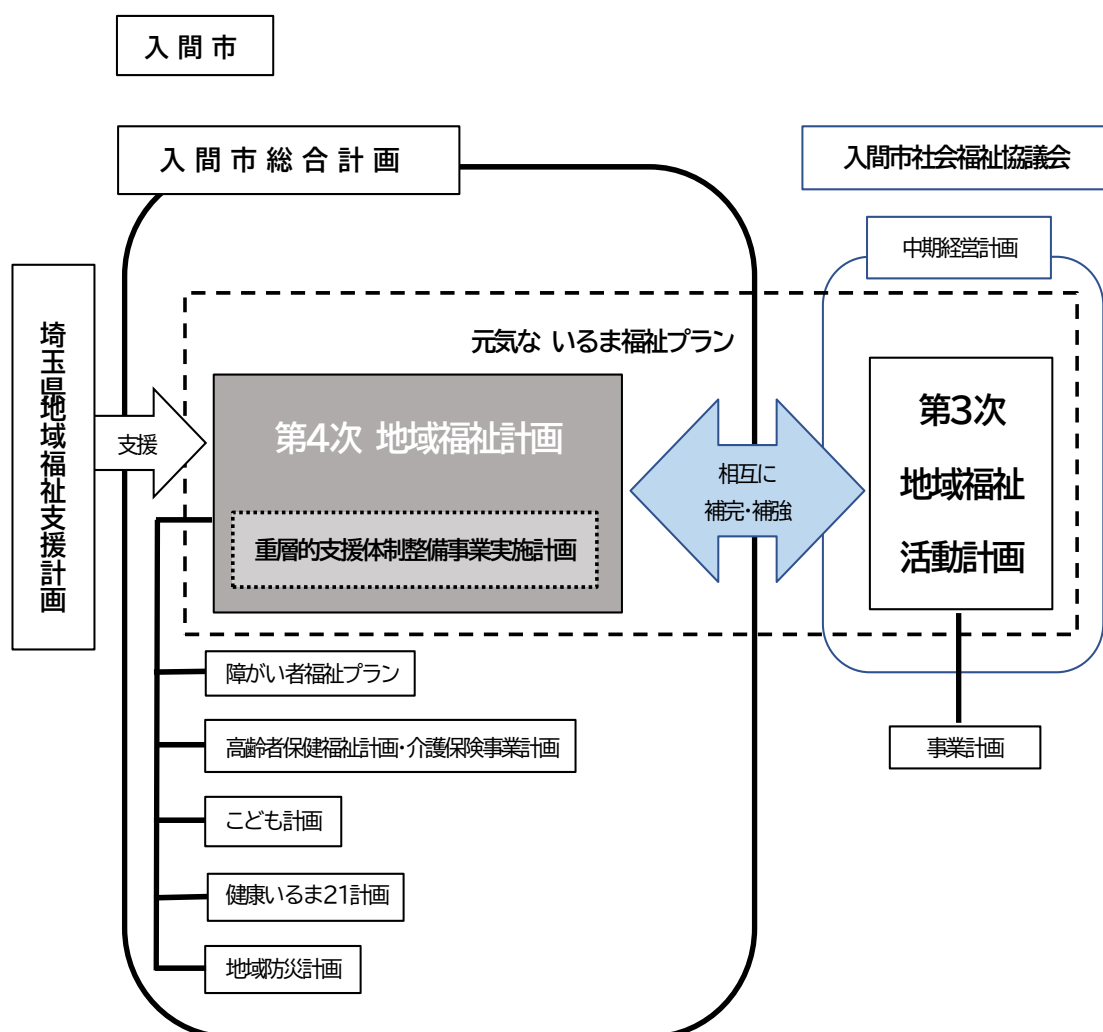
(2) 計画の位置付け

本計画は、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、社会福祉法第106条の5の規定に基づき実施する事業の提供体制に関する事項等を定めた計画となります。

福祉の上位計画である「第4次入間市地域福祉計画（計画期間：令和6年度～令和10年度）」が掲げる基本理念「みとめあい 支え合い ともに生きるまちづくり」に基づき、基本目標となる「誰ひとり取り残さない地域づくり」、「人と人がつながる優しい地域づくり」、「誰もが安心して集える居場所づくり」について、より具体的な事項を定めたものであり、同計画に付随する計画となります。

併せて、入間市総合計画や福祉における各分野の個別計画との整合性を図り、取り組んでまいります。

【元気な いるま福祉プランと各計画との関係図】



※地域福祉計画は再犯防止推進計画を含んでいます。

(3) 計画の基本理念

重層的支援体制整備事業は、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、その支援対象者は高齢、障がい、こども、生活困窮など属性を問わないあらゆる課題を抱えるすべての市民です。

本事業の実施に当たっては、次の5つの基本的な理念に基づくこととします。

- ・アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・本人、世帯を包括的に受け止め支えること
- ・本人を中心として、本人の力を引き出す観点で行われること
- ・信頼関係を基盤として継続的に行われること
- ・地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

※「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル（令和3年3月31日）より抜粋

(4) 計画の期間

本実施計画の期間は、計画の終了期間を第4次入間市地域福祉計画と合わせ、令和8年度から令和10年度までの3年間とし、毎年度実績等を勘案して見直しを行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
入間市重層的支援体制整備事業実施計画					
第4次入間市地域福祉計画					

(5) 計画の見直しと管理体制

本事業の実施に当たっては、庁内関係各課と各分野の相談支援機関窓口との連携とともに、地域の実情に合わせた実施体制の構築が必要になります。また、この間においても、社会福祉法の改正や社会経済情勢や福祉環境の変化などが想定されることから、それらを踏まえ、必要に応じて計画の修正・見直しを行います。

実施計画の見直しに当たっては、入間市総合相談支援検討委員会及び入間市地域福祉計画進行管理委員会において、その内容の検討を行うものとします。



(6) 計画の周知

地域住民が抱える生活課題を早期に把握し、必要な支援に結びつけるためには、事業の存在とその内容を広く知ってもらう必要があります。本事業は、地域住民と行政、支援機関などが一体となって取り組むことが重要であるため、地域共生社会の意義や包括的な支援体制などについての広報・周知活動に取り組みます。

3 重層的支援体制整備事業において実施する事業

(1) 包括的な相談支援事業

相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止め、本人に寄り添いながら支援を行います。複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につながります。

実施事業及び担当課	実施体制及び業務内容	
<p>◆地域包括支援センターの運営 [法第106条の4第2項第1号のイ] (介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業) 【所管課】 高齢者支援課</p>	<p>●入間市地域包括支援センター 【支援対象者】65歳以上の高齢者とその家族等 【実施方式】委託 【圏域】市内全域 【支援機関】地域包括支援センター 計9か所 (豊岡東、豊岡西、豊岡北、東金子地区、金子地区、宮寺・二本木地区、藤沢、東藤沢、西武地区) 【業務内容】 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援</p>	<p>既存事業</p>
<p>◆障害者相談支援事業 [法第106条の4第2項第1号のロ] (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業) 【所管課】 障害者支援課</p>	<p>●入間市障害者基幹相談支援センター 【支援対象者】障がいのある人とその家族等 【実施方式】委託 【圏域】市内全域 【支援機関】障害者相談支援センターりぼん内 (市役所庁舎内) 計1か所 【業務内容】 総合的専門的な相談支援、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供など</p>	<p>既存事業</p>

実施事業及び担当課	実施体制及び業務内容	
<p>◆利用者支援事業</p> <p>[法第106条の4 第2項第1号のハ] (子ども・子育て支 援法第59条第1号 に掲げる事業)</p> <p>【所管課】 こども支援課 地域保健課</p>	<p>●利用者支援事業</p> <p>【支援対象者】 妊娠期から乳幼児を子育て中の家庭</p> <p>【実施方式】 直営及び委託</p> <p>【圏域】 市内全域</p> <p>【支援機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本型 計6か所 こども家庭センター（市役所庁舎内）、地域子育て支援センター（ちゃーむ、あん、あいくる、あけぼの、あおいとり） ・こども家庭センター型 計2か所 こども家庭センター（市役所庁舎内）、地域保健課（健康福祉センター内） ・妊婦等包括相談支援事業型 計1か所 地域保健課（健康福祉センター内） <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本型：妊娠期や子育て家庭の個々のニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を行う。 ・こども家庭センター型： 母子保健と児童福祉が連携して、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対して一体的に相談支援を行う。 こどもや家庭の状況に応じて、サポートプランを策定し、切れ目なく漏れなく対応する。 ・妊婦等包括相談支援事業型： 妊婦やその配偶者等に対して、面談等を通して必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。 	<p>既 存 事 業</p>

実施事業及び担当課	実施体制及び業務内容	
<p>◆生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>[法第106条の4第2項第1号のニ] (生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業)</p> <p>【所管課】 生活支援課</p>	<p>●経済的な困りごとの相談</p> <p>【支援対象者】 現に生活に困窮している人、または将来において生活困窮になりうる人及びその家族等</p> <p>【実施方式】委託</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】総合相談支援室（市役所庁舎内）1か所</p> <p>【業務内容】 生活困窮相談窓口を核として、生活困窮に関する包括的支援継続的相談、個別計画の作成・検討・支援提供、支援プランの評価、ひきこもり支援等</p>	<p>既存事業</p>
<p>◆総合相談支援体制の整備</p> <p>【所管課】 福祉総務課</p>	<p>●総合相談支援室における総合相談支援</p> <p>【支援対象者】暮らしや福祉に関する悩みを相談したい人</p> <p>【実施方式】直営</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】総合相談支援室（市役所庁舎内）1か所</p> <p>【業務内容】 どこに相談したら良いか分からない悩みや困りごとへの相談支援を行う。必要に応じて関係機関と連携し、課題解決に向けた支援を行う。</p>	<p>既存事業</p>
<p>◆福祉困りごと何でも相談支援</p> <p>【所管課】 福祉総務課</p>	<p>●福祉困りごと何でも相談支援センター</p> <p>【支援対象者】悩みごとや困りごとを抱えている人</p> <p>【実施方式】補助</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】（社福）入間市社会福祉協議会 （市民活動センター内）1か所</p> <p>【業務内容】 生活に関する悩みや困りごとについて、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が解決に向けて地域住民等と一緒に考えていく。</p>	<p>既存事業</p>

実施事業及び担当課	実施体制及び業務内容	
<p>◆地区センターにおける福祉総合相談支援</p> <p>【所管課】 地域振興課</p>	<p>●地区センターにおける福祉総合相談窓口</p> <p>【支援対象者】暮らしや福祉に関する悩みを相談したい人</p> <p>【実施方式】直営</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】地区センター 計9か所 (扇町地区、東町地区、黒須地区、東金子地区、金子地区、宮寺・二本木地区、藤沢地区、東藤沢地区、西武地区)</p> <p>【業務内容】 どこに相談したら良いか分からない悩みや困りごとへの相談支援を行う。困難案件や専門的な内容については、市担当課とリモート画面でつないで対応できるタブレット(ビデオ通話アプリ)を活用したオンライン相談を実施する。</p>	<p>既存事業</p>
<p>◆スクールカウンセラーによる相談支援</p> <p>【所管課】 学校教育課 (教育センター)</p>	<p>●スクールカウンセラーによる相談支援</p> <p>【支援対象者】生徒、保護者及び教職員</p> <p>【実施方式】直営</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】さわやか相談室 計10校 (豊岡中、金子中、武蔵中、藤沢中、西武中、向原中、黒須中、東金子中、上藤沢中、東町中)</p> <p>【業務内容】 市内中学校の臨床心理士資格を持つスクールカウンセラーが心理や発達に関する専門的な相談に応じる。</p>	<p>既存事業</p>
<p>◆ひきこもり支援</p> <p>【所管課】 地域保健課</p>	<p>●ひきこもり相談</p> <p>【支援対象者】ひきこもりで悩んでいる方(概ね15歳~49歳)とその家族</p> <p>【実施方式】直営</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】入間市健康福祉センター内 1か所</p> <p>【業務内容】ひきこもり専門相談員が話を伺い、対応策を一緒に考えていく。</p>	<p>既存事業</p>

実施事業及び担当課	実施体制及び業務内容	
<p>◆こども家庭センターの運営</p> <p>【児童福祉法第 10 条の 2 及び母子保健法第 22 条】</p> <p>【所管課】 こども支援課</p>	<p>●入間市こども家庭センター</p> <p>【支援対象者】 妊産婦、全てのこども・子育て家庭</p> <p>【実施方式】直営</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】 入間市こども家庭センター（市役所庁舎内）1 か所</p> <p>【業務内容】 専門職員及び子ども家庭支援員等が、全てのこどもと家庭に対して福祉に関する支援と虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた継続的な相談や支援まで切れ目なく対応する。 また、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、学校をはじめとする関係機関、地域団体の方からのヤングケアラーに関するあらゆる相談に対し助言を行うとともに、必要に応じて関係機関等と連携し、適切な支援につなぐ。</p>	<p>既存事業</p>
<p>◆DV相談及び女性の悩みごと相談事業</p> <p>【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】</p> <p>【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律】</p> <p>【所管課】 人権推進課</p>	<p>●DV相談及び女性の悩みごと相談事業</p> <p>【支援対象者】 DVの被害を受けている人、悩みごとを抱える女性</p> <p>【実施方式】直営（職員又は専門相談員が対応）</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】入間市男女共同参画推進センター（市民活動センター内）1 か所</p> <p>【業務内容】 専門相談員等が、相談支援、支援の案内や情報提供、関係機関との連携に対応する。</p>	<p>既存事業</p>

実施事業及び担当課	実施体制及び業務内容	
<p>◆多文化共生の 推進</p> <p>【所管課】 地域振興課</p>	<p>●外国人相談窓口</p> <p>【支援対象者】市内に居住する外国籍の人</p> <p>【実施方式】直営</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】地域振興課（市役所庁舎内）1か所</p> <p>【業務内容】</p> <p>外国人相談員による相談窓口を開設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語（毎週火曜日、第2・4金曜日） （注意）第2・4金曜日の相談日のみ要予約 ・スペイン語（毎週水曜日） ・中国語（毎月第1木曜日） 	<p>既 存 事 業</p>

(2) 地域づくりに向けた支援事業

分野ごとに、多様な地域活動が主体的に行われている環境を整備するとともに、活動主体間のネットワークを構築します。

実施事業及び担当課	実施体制及び業務内容	
<p>◆地域介護予防活動支援事業</p> <p>[法第106条の4第2項第3号のイ]</p> <p>(介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの)</p> <p>【所管課】 高齢者支援課</p>	<p>●地域介護予防活動支援事業</p> <p>【支援対象者】65歳以上の高齢者</p> <p>【実施方式】直営、補助</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】高齢者支援課、地域包括支援センター、ボランティア団体など</p> <p>【業務内容】介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動支援など。</p>	<p>既存事業</p>
<p>◆生活支援体制整備事業</p> <p>[法第106条の4第2項第3号のロ]</p> <p>(介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業)</p> <p>【所管課】 高齢者支援課</p>	<p>●生活支援体制整備事業</p> <p>【支援対象者】65歳以上の高齢者</p> <p>【実施方式】委託</p> <p>【圏域】第1層：市内全域 第2層：日常生活圏域</p> <p>【支援機関】</p> <p>第1層：入間市社会福祉協議会（市民活動センター内）1か所 第2層：地域包括支援センター 計9か所 (豊岡東、豊岡西、豊岡北、東金子地区、金子地区、宮寺・二本木地区、藤沢、東藤沢、西武地区)</p> <p>【業務内容】</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で自立生活を続けられるよう、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置を通じて、地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進する。</p>	<p>既存事業</p>

実施事業及び担当課	実施体制及び業務内容	
<p>◆地域活動支援センター事業</p> <p>[法第106条の4第2項第3号のハ] (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業)</p> <p>【所管課】 障害者支援課</p>	<p>●地域活動支援センター事業</p> <p>【支援対象者】市内居住で障害のある人</p> <p>【実施方式】補助、委託</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】 地域活動支援センターつどい、花の郷福祉作業所、入間市扇台福祉作業所 計3か所</p> <p>【業務内容】 創作的活動又は生産活動の機会の提供・社会との交流の促進を図る施設。日常生活の支援や生活相談、訪問支援、地域交流活動などの実施。</p>	<p>既存事業</p>
<p>◆地域子育て支援拠点事業</p> <p>[法第106条の4第2項第3号のニ] (子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業)</p> <p>【所管課】 こども支援課 青少年課</p>	<p>●地域子育て支援拠点事業</p> <p>【支援対象者】乳幼児を子育て中の人</p> <p>【実施方式】委託、児童センター指定管理</p> <p>【圏域】日常生活圏域</p> <p>【支援機関】 地域子育て支援センター(チャーむ、あいくる、あん、むぎ、あおいとり、あおぞら、ChaChairuma、こどものくに保育園、あけぼの、おやこの遊びひろば) ※市内10か所(委託9か所、指定管理内1か所)</p> <p>【業務内容】 常設の地域子育て支援拠点と出張ひろばに親子が集う場を設置、子育て親子の交流の場の提供と促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習の実施等。</p>	<p>既存事業</p>

実施事業及び担当課	実施体制及び業務内容	
<p>◆精神障害者地域生活支援事業</p> <p>【所管課】 地域保健課</p>	<p>●精神障害者地域生活支援事業ソーシャルクラブ「いるまびあ」</p> <p>【支援対象者】 ひきこもり状態にある人、精神障害者</p> <p>【実施方式】 直営</p> <p>【圏域】 市内全域</p> <p>【支援機関】 地域保健課（健康福祉センター内1か所）</p> <p>【業務内容】</p> <p>地域生活支援の一環として、精神障害者等が安心して集える場を提供し、グループ活動等を通して、社会的自立を支援する。</p>	<p>既存事業</p>
<p>◆地域福祉活動への参加促進と団体支援</p> <p>【所管課】 高齢者支援課 (障害者支援課、こども支援課)</p>	<p>●入間市高齢者等地域見守りネットワーク『元気でいるネット』の活動</p> <p>【支援対象者】 高齢者等（児童・障害者を含む）</p> <p>【実施方式】</p> <p>入間地区医師会ほか、市内13団体で組織する「入間市高齢者等地域ネットワーク推進会」による取組</p> <p>【圏域】 市内全域</p> <p>【支援機関】</p> <p>入間市高齢者等見守りネットワーク協力団体・事業所（消防団・女性防火クラブ、郵便局、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、新聞販売店、宅配事業者、牛乳・乳酸飲料配達事業者金融機関ほか）</p> <p>【業務内容】</p> <p>日頃のさりげない見守り・声かけにより、高齢者の孤立防止、認知症の方とその家族への支援、高齢者や児童等の虐待防止、消費者被害の防止、災害時における安否確認などの課題に地域全体で取り組む。</p>	<p>既存事業</p>

実施事業及び担当課	実施体制及び業務内容	
<p>◆地域福祉活動への参加促進と団体支援</p> <p>【所管課】 地域振興課 高齢者支援課 福祉総務課</p>	<p>●『近隣助け合い活動』及び『地域支え合い組織』の活動</p> <p>【支援対象者】市内に居住する人</p> <p>【実施方式】 各地区区長会、民生委員・児童委員協議会、健康推進クラブ、ボランティア団体等による取組 (団体支援：入間市社会福祉協議会)</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】 ○入間市近隣助け合い活動推進協議会 ≪福祉圏域単位で9団体≫ 豊岡第一地区、豊岡第二地区、黒須・高倉地区、東金子地区、金子地区、宮寺・二本木地区、藤沢地区、東藤沢地区、西武地区</p> <p>○地域支え合い組織 ≪福祉圏域単位で6団体≫ 豊岡第一地区(豊一助け合い)、豊岡第二地区(豊岡第二地区元気にする会)、金子地区(ささえあい金子)、藤沢第一地区(ふじさわサポート)、東藤沢地区(ささえあい東藤沢)、西武地区(ささえあい西武)</p> <p>≪自治会等単位で4団体≫ 藤沢地区内【グリーンヒルお助け隊(管理組合内活動)】、東金子地区内【ささえあい入間台(自治会内活動)】、藤沢地区内【ささえーるプルミエール(自治会内活動)】、西武地区内【プランヴェール入間武蔵野自治会、おたすけ会】</p> <p>【業務内容】 家事援助・買い物代行・ごみの整理運搬、草刈等の支援</p>	<p>既存事業</p>

実施事業及び担当課	実施体制及び業務内容	
<p>◆生活困窮者支援等のための地域づくり事業</p> <p>【所管課】 生活支援課 子ども支援課</p>	<p>●生活困窮者支援等のための地域づくり事業</p> <p>【支援対象者】生活に困窮している人</p> <p>【実施方式】補助、委託、ボランティア活動 (社福)入間市社会福祉協議会、NPO法人フードバンク、各種ボランティア団体(こども食堂、学習支援、居場所等)</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】 いるまフードパントリー茶いるど、こども食堂ネットワーク いるま等、ボランティア団体</p> <p>【業務内容】 誰もが安心して地域で生活していけるよう、市社会福祉協議会の地域福祉活動や地域サロン活動などを活かし、フードドライブや子どもの居場所づくり、多世代交流など共助による地域づくりを推進する。</p>	<p>既存事業</p>
<p>◆地域福祉活動への参加促進と団体支援</p> <p>【所管課】 福祉総務課</p>	<p>●民生委員・児童委員の活動</p> <p>【支援対象者】市内に居住する人</p> <p>【実施方式】報償金等</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】民生委員・児童委員252人(定数)</p> <p>【業務内容】 各地域で障害者、高齢者、母子、児童等の相談に応じ、さまざまな福祉ニーズへの情報提供、援護活動、生活指導を行うとともに福祉事務所に対する連絡、通報及び意見具申等の活動を行う。</p>	<p>既存事業</p>

(3) 新規事業

重層的支援体制整備事業では、既存事業のほかに、新たに「参加支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「多機関協働事業」の3事業を実施します。

実施事業及び担当課	実施体制及び業務内容	
<p>◆参加支援事業</p> <p>[法第106条の4 第2項第2号]</p> <p>【所管課】 福祉総務課</p>	<p>●参加支援事業</p> <p>【支援対象者】 複合課題を抱えているが必要な支援が届いていない人等</p> <p>【実施方式】委託</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】(社福)入間市社会福祉協議会 (市民活動センター内) 1か所</p> <p>【業務内容】 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が既存の支援では対応が困難な人のニーズ等に対応するため、地域の社会資源等を活用、又は必要に応じて新たな社会資源の開拓や支援メニューを開発するなど、要支援者と社会とのつながり作りに向けた支援を行う。</p>	<p>新規事業</p>
<p>◆アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</p> <p>[法第106条の4 第2項第4号]</p> <p>【所管課】 福祉総務課</p>	<p>●アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</p> <p>【実施方式】委託</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援対象者】 複合課題を抱えているが、自ら支援を求めることが困難な人や、支援につながることに拒否的な人等</p> <p>【支援機関】(社福)入間市社会福祉協議会 (市民活動センター内) 1か所</p> <p>【業務内容】 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が訪問等を通じて、長期ひきこもり状態により必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に対し、支援を届ける、サービスにつなぐ等の働きかけを行う。本人との信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う。</p>	<p>新規事業</p>

実施事業及び担当課	実施体制及び業務内容	
<p>◆多機関協働事業</p> <p>[法第106条の4 第2項第5号、第6号]</p> <p>【所管課】 福祉総務課</p>	<p>●多機関協働事業</p> <p>【実施方式】 直営</p> <p>【圏域】 市内全域</p> <p>【支援対象者】 複雑・複合化した課題を抱えている人</p> <p>【支援機関】 福祉総務課（市役所庁舎内1か所）</p> <p>【業務内容】 支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援を行う。 アセスメントに基づき支援プランを作成し、支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。 ※社会福祉士等の専門職やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等を配置する。 (次章「会議体の設置・運営」参照)</p>	<p>新規事業</p>

4 会議体の設置・運営

重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を推進するに当たり、多機関協働事業において次の会議を適宜開催します。

(1) 重層的支援会議

関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースについて、当該ケースの現状を把握するとともに、支援プランの適切性を協議する会議です。

具体的には、主に次の3つの役割を果たします。

I 支援対象者に関するプランの適切性の協議

多機関協働事業により作成した支援プラン（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業により作成したプランも含む）について、市や支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断します。

II 支援プランのモニタリング及び終結時の評価

支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか検討します。

III 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取組を検討します。

◇開催頻度：随時（検討件数や事例の内容に応じて定期開催とする）

◇構成員：市関係各課、包括的相談支援事業者、アウトリーチ等支援事業者及び参加支援事業者、その他事例の内容に応じて関係する支援機関など

(2) 支援会議（社会福祉法第106条の6 ※会議の構成員に守秘義務が課される）

複雑化・複合化した課題等があり支援が必要であるにもかかわらず、本人から同意が得られないために支援体制の整備が進まないケース等について、会議の構成員に対し守秘義務を設け、早期の支援体制の検討を行います。特に、自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要にもかかわらず届いていない人を支援するために開催します。

支援関係機関で役割分担を行い、次の事項について協議します。

I 気になる事例の情報提供・情報共有

II 支援対象者に対する見守り及び支援方針の理解

III 緊急性のある事案への対応 等

◇開催頻度：随時

◇構成員：市関係各課、重層的支援体制整備事業の支援機関の支援員、その他必要に応じて支援機関や地域の関係者、サービス提供事業者、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民など

5 重層的支援体制整備事業の数値目標

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を構築するために、市の重層的支援体制整備事業を構成する事業のうち多機関協働事業における数値目標を設定します。

事業名	指標	令和8年度
多機関協働事業	重層的支援会議・支援会議の開催回数	5回
	取り扱うケース件数	6件

入間市重層的支援体制整備事業体系図

